教育事務所長

学校以外の教育機関の長

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成20年12月1日

岩手県教育委員会

教育長 法 貴 敬

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程(昭和55年岩手県教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

(教育事務所長委任事項) (教育事務所長委任事項) 第1条の2 教育事務所長に委任する事項は、次のとおりとする。 第1条の2 教育事務所長に委任する事項は、次のとおりとする。 る。 事務の種類 条項 内容 1 民法(明治29年法律第 第59条第3 報告の受理 報告の受理(日本社団法人及び一般 第52条 第42条 第42条 第42条 第42条 第42条 第42条 第42条 第4	トおりとす
る。 <u>事務の種類</u> 条 項 内 容 <u>事務の種類</u> 条 項 内 容	しおりとす
事務の種類 条 項 内 容 事務の種類 条 項 内 容	_ 40 / C /
1 民法(明治29年法律第 第59条第3 報告の受理 1 一般社団法人及び一般 第52条 報告の受理 (-	?
************************************	等によ民で財38前律号庁も 一等によ民(、のの算清も一番よる法あ団条の第のにの 般整よる法設解変を人算のほかと人て人規法号定す限 団法なと人のののき係了含い はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はい
2 公益法人の設立及び監督に関する条例(平成11年岩手県条例第63号)の [略] 2 公益法人の設立及び監督に関する条例を廃止する条例を廃止する条例を廃止する条例(平成20年岩手県	
施行に関する事務(岩手 県教育委員会の所管に属 <u>条例第51号)附則第2条</u> の規定によりなおその効	

するものに限る。)(そ の行う事業が2以上の教育事務所の管轄区域にわ たるものを除く。) カを有することとされる 廃止前の公益法人の設立 及び監督に関する条例(平成11年岩手県条例第63 号)の施行に関する事務 (岩手県教育委員会の所管に属するものに限る。) (その行う事業が2以上 の教育事務所の管轄区域 にわたるものを除く。)	
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。